

《中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)の認定申請について》

(原油高案件)

1. 認定基準（以下の*すべての要件を満たしていることが必要です）

- * 経済産業大臣の指定を受けた業種（指定業種）に属する事業を行う中小企業者。

※指定業種については中小企業庁ホームページで確認できます。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

- * 君津市の認定対象は、法人は本店登記が君津市内にあること。

個人事業主の方は主たる事業所の所在地が君津市内にある方です。

- * 以下の（ロ）－①～②のいずれかの要件を満たしていること。

（ロ）－ ①

指定事業を行っている。

→※以下1～3の全ての要件に該当すること。

1. 最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めている。
2. 最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇している。
3. 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っている。

（ロ）－ ②

指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めている。

→※以下1～3の全ての要件に該当すること。

1. 指定事業及び企業全体それぞれについて、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めている。
2. 指定事業及び企業全体それぞれについて、指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇している。
3. 指定事業及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている。

2. 必要書類

上記（ロ）－ ①～③のうち該当する申請様式を使用してください。

①	認定申請書	原本2通
②	月別の原油等に係る仕入価格と数量を確認できる書類（仕入伝票、請求書等で仕入単価がわかるもの） ※最近3か月分と前年同期の3か月分	
③	最新の売上原価がわかる書類（直近の決算書でも可）	
④	商業登記簿謄本	※法人の場合（3か月以内のもの） ※個人事業主の場合は確定申告書の写し
⑤	許認可証の写し	※許認可業種の場合
⑥	委任状	※本人以外の申請の場合

※状況により他の書類が必要となる場合があります。

3. 注意事項

- ・金額は円単位で記入してください。
- ・端数がでた場合は、小数点第2位以下を切捨てし、第1位までを記入してください。
- ・最近3か月及び1か月の数字は、原則として申請月の前月を含む3か月及び1か月を意味します。ただし、前月分の売上高等が未集計のときは、申請月の前々月を含む3か月及び1か月とします。

【問合せ】 君津市役所 経済振興課

電話 0439-56-1277